

1 前文

みどりあふれオオタカも棲む生態系豊かな流山市は、近年、都心通勤者の住宅地として発展し、県内でも早くから市民活動が盛んなところではあります。

とくに平成17年につくばエクスプレスが開通して以来、急速な開発が進み人口が増えつつあります。そのなかで、自然を守り、福祉の充実を図り、歴史を再発見していくなど様々な市民・地域活動が一層活発になってきました。そして、新旧住民の多様性を引き出し活かしながら、古さと新しさの融合を図ってきています。

このような市民活動のうねりがあるなか、市民自治によるまちづくりの基本原則を定めた流山市自治基本条例が平成21年4月より施行されています。多くの市民が策定に関わった自治基本条例は「市民は自治の主体であり、主権は市民にある」とし、「市民参加は市民の権利である」ことを謳っています。そして、地方分権以降の「自分たちの地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」流れをくんでいます。

時を同じくして、流山市議会基本条例が制定され、議会においても市民参加をすすめることが謳われています。

市民・地域活動のこれまでの蓄積と今後の展開は、市政や地域の諸課題の克服に向けて、大きな可能性を拓きます。行政が公共サービスの質を高め量を持続させていくには、行政単独では、人材、能力、財政、しくみなどにも限界がみえるなか、市民・地域活動の充実は不可欠の課題であり、そのためには市民参加を促進していくことが求められます。生活実感を持つ多様なライフスタイル・価値観の市民が、まちづくりに直接関わることで、地域の課題解決や新しいアイデア、政策を生み出し、より豊かな社会を築くことができると考えます。

本条例は、主権者としての市民が行政・議会に積極的に関わることができ、そして、まちづくりの担い手としての市民が地域のコミュニティに積極的に関わることができるよう、市民参加を促進することを目的として制度を規定したものです。条例化にあたって議論を重ねましたが、流山らしい3つの主な特徴が挙げられます。

第一に、行政参加と議会参加を実行可能なものとするために、様々な局面に市民が関与できる制度を盛り込んでいます。また、公式的な制度への参加のみならず、市民が様々な地域のコミュニティに自由に参加していく機会も開かれています。

第二に、市民が関わる段階として、多様な市民ニーズや社会の動向から何を優先し政策としていくかを定める「課題設定」や地域の「問題発見」の段階から市民参加のしくみを盛り込んでいます。

第三に、市内には高齢化が著しい地域があるとともに、新たな開発地域に流入する子育て世代も急激に増えているなかで、世代間をつなぎ市政や地域のコミュニティへの関わりを増やすことを念頭に、参加の機会や方法を多様に用意し、市民が自分の関心に応じて参加できる環境を整えています。

以上の特徴を有した市民参加条例をここに制定することによって、私たちは「住んでよかった、ずっと住みたいまち」づくりをめざします。

2 総則

(1) 目的

- ア 市民参加による新しいまちづくりをめざす。
- イ 市民参加における市と議会の役割と責務及び市民の権利と責任を明確化する。
- ウ 市民参加の原則、制度とルールを定め、実効性を担保する。

(2) 定義

- ア 市民 市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されているものをいう。
- イ 市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。
- ウ 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。
- エ 議会 市民の直接選挙で選ばれた議員による、議案や陳情等の審議及び意思決定をする議決機関をいう。
- オ 市政 行政の運営及び議会の活動をいう。
- カ 参加 問題発見・課題設定、政策の立案、実施及び評価の各過程において、市民等が意見を表明し、行動することをいう。
- キ 協議型協働 市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいう。
- ク コミュニティ 一定の目的を持つ諸団体、およびそれらなどの交流によって形成されている地域社会をいう。
- ケ 応答的關係 市民と行政、市民と議会および市民同士などの当事者双方で対話を不断に積み重ねていくこと。

(3) 基本原則

- ア この条例は、自治基本条例の具現化であり、市民参加の実現を図り市民福祉の向上に寄与する。
- イ 市民等と行政・議会・コミュニティは、それぞれの立場を尊重し、協力する。
- ウ 市民等と行政・議会・コミュニティは、応答的關係を大切にする。
- エ 市民参加の多様性、複数選択性を尊重し、保障する。
- オ 情報を公開し、情報共有を進める。
- カ 市民等と行政及び議会は、市民参加における協働を重視する。
- キ 市民参加推進のため関係組織の創設などを行い、環境を整備する。
- ク 市民参加は、計画、実施、評価、改善段階だけでなく、課題発見段階から行う。

ケ 行政・議会・コミュニティにおいて補完性を尊重する。

3 行政への市民参加

(1) 趣旨

さまざまな行政活動において、市民ニーズの的確な把握、国や国際社会の動きの中で自治体として行うべきこと、施策・事業の優先順位の明確化、地域的公共課題への対応などを図る必要がある。そのためには、政策課題発見から政策形成過程、評価・改善の各段階に積極的に市民の声を生かす、市民参加を具体的に保障する実効性のある制度、しくみをつくることが重要である。

(2) 参加の対象

市民参加の対象は、可能な限りの行政活動であるとの認識のもと、軽易な場合、緊急的なもの、法令に基準の定めがある場合などを除き、次のような行政活動を対象にする。

- ア さまざまな市民ニーズから、何を選択し行政課題として政策化していくかを決めていく場合。
- イ 総合計画、実施計画等に基づいた事業などの実施の優先順位を決めていく場合。
- ウ 基本構想、基本計画など行政の基本的な事項を定める計画を策定、または、変更する場合。
- エ 行政の基本的な方針を定める条例や市民に負担や義務を課すなど市民生活に大きな影響を与える条例を制定、または、改廃する場合。
- オ 市民生活に大きな影響を与える制度の導入（規則、要綱、規程、指針を含む）、または、改廃する場合。
- カ 公共施設にかかわる基本計画などの策定や運営の方針、またはそれらを変更する場合。また、実際の運営、維持管理にあたる場合。
- キ 各種事業・行事を実施する場合。
- ク 上記の他、市民の関心が高い事項など（事業仕分け、事業評価など）、市民参加を行うことが必要であると認められる行政活動の場合。

なお、市は、これらに限定せず可能な限り積極的に市民参加を行うという意思を明記すること。また、市民参加の対象としない場合は、その理由を公表すること。

(3) 参加の推進

- ア 行政が保有している意思形成過程情報を含む、原則すべての情報を(個人情報を除く)積極的に市民に提供・公開することを徹底させ、市民との情報の共有化を図る。
- イ 地域に顕在、潜在化している問題や多様な市民ニーズを把握するためには市民が発信した声を行政が聴取するとともに、市長や職員が市民社会に積極的に参加することが必要である。それにより、何を政策課題として取り上げるかを検討する「政策課題発見」につないでいく。
- ウ 上記の「政策課題発見」の段階から、政策課題解決のための計画案を作成する「政策立案」および「政策実施」、「評価・改善」にいたるまでの各段階において市民参加を実施すること。

(4) 参加のしくみ

後述する「市民参加・協働推進委員会」と庁内組織の「参加・協働推進専任部署」が緊密な連携をとり、行政が実施している行政評価(施策評価、事務事業評価)と連動させ以下のシステムを構築する。

- ア (2) で掲げた参加の対象について、実施計画のそれぞれの事業ごとに、各担当部署は市民参加の時期と複数の効果的な方法を明記した「実施計画」を作成しなければならない。その折に行政のマネジメントシート等と連動させる。
- イ 「市民参加・協働推進委員会」は、市民参加の時期と方法が明記された実施計画をチェックし、参加のタイミングや方法、組み合わせ等が適切か検討し提言する。それを受けて「推進専任部署」は全部署が適切な市民参加方法を導入するよう働きかける。
- ウ 「推進専任部署」は、当該年度における市民参加の実施予定を公表するとともに、前年度の実施結果を公表する。
- エ 「推進専任部署」は、「市民参加・協働推進委員会」から出された評価を受けて、次年度の市民参加をより充実させるよう全庁的に働きかける。

(5) 参加の対象と方法の組み合わせ

行政活動の種類、市民生活への影響度、参加の難易度などを考慮し適切な方法を選択する必要がある。この観点から、一つの対象となる行政活動に少なくとも複数の方法による市民参加を行うことが重要である。例えば、市民意見の公募(パブリック・コメント)はすべての対象に行い、それ以外の方法を一つ以上行うことを明記する。

(6) 参加のタイミング・方法

ア 政策課題発見における市民参加

行政サービス全体、または特定のテーマやサービスに関しての不満や提言を広く市民から求め、これらから潜在的市民ニーズも含めた地域課題を探る。また、国や国際社会の動きを通じた中で自治体として必要なこと・テーマなどを市民に問いかけ、意見を募る。

(具体的方法)

- ・ 苦情対応機関の設置（窓口、電話、メールなどを媒介として庁内一本化をはかり、対応履歴を保存する）
- ・ タウンミーティング
- ・ アンケート調査、ヒアリング調査、地域データの収集・把握・分析
- ・ 電子会議室・市長への手紙

イ 政策立案（形成）段階における市民参加

(ア) 政策や施策、事業の方向性等を決める段階なので可能な限り市民参加で進めなくてはならない。

(イ) さまざまな方法の市民参加で出された市民意見について、各担当課はしっかり受け止めて政策立案にどう反映させるか協議しなくてはならない。そして「市民参加・協働推進委員会」にその結果を報告しなくてはならない。

(具体的方法)

※市民意見公募（現在のパブリック・コメント手続実施要綱を修正して盛り込む）

以下、追記・修正点

- ① 実施要綱の（政策等の案の公表）の第4条「最終的な意思決定を行う前に、政策等の案を広く表しなければならない」の他に以下を追記する。

（構想又は検討の段階のパブリック・コメント手続）

「実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって、広く市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、条例に準じた手続を行うよう努めるものとする。」

- ②（意見等の処理） 第7条「提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方」とあるが、これでは、各意見がどのように検討されたのか、特に反映されなかった場合、なぜそのような対応を

したのか理由が述べられていない実態があるので、以下のように修正する必要がある。

「提出された意見の概要及びこれらに対する実施機関の検討の結果及びその理由の公表」

※審議会（現在の審議会等の会議の公開に関する指針及び審議会等の委員の選任等に関する指針を修正して盛り込む）

以下、追記点

① 審議会等の委員を公募するに当たっては、選考基準を公表し、選任しなかった場合はその理由を本人に通知する。

・協議会、委員会等

・※無作為抽出による市民討議会

（話し合いへの参加者を無作為抽出で選ぶ。参加者に謝礼を払う。

1 グループを少人数に分けて参加者だけで話し合い、全体で投票を行う。各話し合いの前に現状や課題などの情報提供を行う。市長へ提言書を出す。）

※無作為抽出による市民討議会とは

市民参加の手法の一つで、ドイツ語でプラーヌクスツェレといわれている。この手法は、今までの公募による市民会議と異なり、基本的に18歳以上（16歳以上）の市民から無作為抽出により参加者を募ることである。このため、参加者は、限られた特定の人の集団や専門家ではなく、ほとんどの場合、テーマに関し直接の当事者ではない一般の市民である。また、男女比率、年齢や職業などの構成が、その地域の構成と同様の傾向を示すことになり、その意味において、参加者はその地域の代表者といえる。サイレント・マジョリティーと呼ばれる一般の市民の声なき声を抽出できる方法として、有効であり、プラーヌクスツェレの参加者の地域社会に対する参画意識が非常に高まるということも評価されている。

・討議型意識調査（無作為抽出した市民に事前アンケートをし、その回答者の中から募った参加者が、意見交換を行う討論会を組み合わせたもの）

・市政モニター（成人市民だけでなく、小・中学生や高校生、大学生、

市内事業所に勤務する市外居住者など幅広い層を対象にする)

- ・意見交換会（一定の人数の市民が集まり、直接対面方式により意見交換を行うもので、市民と市、または市民同士の対話を行う。）
- ・ワークショップ
- ・公聴会・懇談会・シンポジウム・フォーラム・アンケートなど

ウ 政策実施段階における市民参加

多くの市民を参加対象とする行事の企画運営、講演会等の開催、公共施設の設計・建設や施設の運営、維持管理などへの参加が必要である。

(具体的手法)

- ・ 実行委員会、協議会、検討委員会（市民とともに新たな組織を設立し、対象とする事業を実施する）
- ・ 事業共催
- ・ 事業協力（市民と行政の間で、それぞれの特性を活かすような役割分担をして、一定期間、継続的な関係の下で事業を実施する形態）
- ・ 市民スタッフ（施設の運営等にボランティアスタッフ等として携わる）
- ・ 事業委託（本来行政が行うべき事業について、市民活動団体にそのすべて又は一部を委ねる）
- ・ 指定管理者制度

エ 評価・改善段階

さまざまな事業の実施にあたっては市民ニーズや地域課題解決に効果的かつ幅広い市民参加のもと、多角的な視点から結果や効果を検証し、改善につなげていく必要がある。

市民参加で評価された結果については、「推進専任部署」が関係各部署と連携し、把握する。その後、関係各部署は評価の結果を踏まえて改善にどうつなげるかを「推進専任部署」に提出し専任部署から「推進委員会」に報告する。「推進委員会は」これらの報告を受けて次年度にどう反映させられたかをチェックする。評価した結果を改善につなげるシステムを確立することが必要である。

(具体的方法)

- ・ 「市民アンケート調査」などの市民の意向等を把握する調査の結果、「タウンミーティング」、「出前講座」での市民意見活用
- ・ 苦情等の対応履歴の活用

- ・ モニター制度・アンケート
- ・ 企画・計画・実施段階で参加した市民からの評価実施
- ・ 事務事業評価、事業仕分けへの参加

※各段階ごとに明記した方法以外に、より効果的と認められる市民参加の方法があるときはそれらを積極的に用いるよう努める。

(7) 市民の政策提案制度

市民等が自発的な意思に基づき、自分たちの問題や課題を解決したり住みやすいまちづくりのために自らの具体的なアイデアや意見を行政に提案できる。また、行政側からも市民に対してテーマに沿ったアイデアを募る制度であり必要な事項を条例に盛り込む必要がある。

以下、制度の骨子について

ア 提案できる政策等

- (ア) 市の総合計画、基本構想、に関わる政策等とする。
- (イ) 政策等の目的及び必要性、実現に向けた手法、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案できる。

イ 提案手続の方法

提案手続の方法は2種類。

(ア) 市民が市に自発的に提案を行う方法

18歳あるいは13歳以上の市民等で10人以上の連署による、または、市民団体が基本構想等に即した政策等について、自発的に提案する方法。

(イ) 市が市民等に政策等の提案を求める方法

市が、提案を求める政策等の目的、提案できる者の範囲、提案の方法その他提案に必要な事項を公表し、市民に提案を求める。

ウ 提案の審査

提案者は公開の場でプレゼンテーションを行う。市民等、行政、専門家による第3者機関-後述する「提案制度審査会」で、提案された政策を総合的に検討し審査する。提案の内容並びに検討結果及びその理由を公表する。

エ 採用の場合

「審査会」の結果を受けて「推進委員会」は実施にむけ、どのような実施形態(参加、協働、行政単独、市民単独か)で行うかを検討し「推進専任部署」に伝える。「推進専任部署はそれを受け、関係部署と協議して実施時期を明確にする。

(8) 行政の責務

- ア 行政は、市民参加の実効性を担保するための制度・組織づくりを行う。
その他必要なことを実施計画に盛り込み、予算措置をする。
「市民参加・協働推進委員会」「提案審査会」「市民参加・協働推進専任部署」を設置する。
- イ 行政は、市民参加の必要性や重要性などの理解と浸透を図るために分かりやすく丁寧な情報を、多様な媒体を使って市民に積極的に提供する。また、市民や職員への啓発活動、研修を行う。
- ウ 行政は、市民意見などに対して応答的關係を大事にする。
(ア) 市民参加手続きをへて、市民等から出された意見や情報を総合的かつ多面的に検討する必要がある。
(イ) 行政は表明された意見、提案、情報に対する考え方をとりまとめ、それらの検討過程及び検討結果を公表する。
- エ 行政は、市民等が行政活動に参加しやすい工夫をし、環境を整備する。

4 議会への市民参加

(1) 趣旨

- ア 議会は、流山市議会基本条例に基づき、議会の役割と責務を市民に果たす為、議会在が保有・入手する情報を積極的に提供し、市民と情報の共有化を図る。
- イ 議会は、市民の代表機関として、意思形成プロセスを市民に開き、市民との応答的關係を通じて、議会判断の充実化をはかる。
- ウ 議会は、市民等の「市民参加」の要請に応える為に、議会等への「市民参加」の具体的機会を出来る限り数多く提供する。
- エ 議会は、多様な市民意見を聴取・把握し、市民全体の利益の観点に基づく意思形成・決定を行う。

(2) 市民参加の対象

議会における定例会、臨時会、常任委員会、特別委員会、議会報告会、国や県への意見書提出時等、様々な議会活動を市民参加の対象とする。

(3) 市民参加の方法

- ア 請願・陳情については、委員会等において提案者が希望すれば意見陳述ができるものとする。
- イ 議員発議の市民生活に大きく関わる事項については、(仮称)「議会パブリック・コメント制度」により、議会上程委員会付託前に市民の意見を募り、結果を公表する。
- ウ 定例会・臨時会の終了毎に「議会報告会」を開催し、議会の考え方、ホットな議会情報等を市民に提供し、意見交換を行う。
- エ 国・県への意見書提出前においては、市民と「意見交換会」を持つ。
- オ 議会への手紙制度、地域単位のタウンミーティング、アンケート調査、ヒアリング調査等により、市民の声を把握し結果を公表する。
- カ 議会の政策立案に、より市民の意見等を反映させるため、すでに設置されている「広報広聴特別委員会」の中に、直接市民からの意見を聴いたり議会報告会や意見交換会等で出された市民意見を集約していく機能を(仮称)「市民公聴特別小委員会」として、もたせていく。また、当該委員会には市民委員枠を設け、公募する。

(4) 市民政策提案制度

市民等が自発的な意思に基づき、自らの問題や課題を解決したり、条例に必要な事項を盛り込む等、住みやすいまちづくりのために自らの具体的なアイデアや意見を議会に提案できる制度とする。

ア 提案できる政策等

- (ア) 市の総合計画、基本構想に関わる政策等並びに議会の在り方に関わる施策等とする。
- (イ) 政策等の目的及び必要性、実現に向けた手法、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案できる。

イ 提案手続きの方法

市民等が議会に自発的に提案を行う方法

18歳あるいは13歳以上の市民等（市民団体等も含む）が、10人以上の連署により基本構想等及び議会の在り方等に関わる施策等について、自発的に提案する。

ウ 提案の審査

- (ア) 議会と専門家で構成する「市民提案制度審査特別委員会」を設け、提案された政策等を総合的に検討し審査する。
- (イ) 提案者がプレゼンを行うことが出来、提案の内容並びに検討結果及びその理由を公表する。
- (ウ) 採用の場合は議員発議として、行政への実施を要請し実施時期を明確にする。

(5) 市民参加の推進

- ア 議会は、市民等との意見交換会を行い、議会の勉強会、研修、視察等においても積極的に市民参加を図る。
- イ 議会は、定例議会開催中に、誰もが傍聴可能となるよう、土・日に開催日を設定する。
- ウ 議会は、定例議会開催中に、子どもたちの傍聴の機会を積極的に設けると共に、子ども議会や子どもたちへの報告会をも開催し、提案・意見等を積極的に政策立案に反映する。

(6) 議会の責務と役割

- ア 議会は、「基本理念」を実現する為に意欲的・積極的に「市民参加」がし易いように推進する。
- イ 議会は、「行政の役割と責務」が確実に行われているかチェックし、適切な措置を行う。
- ウ 議会は、自らが生活上の地域別や分野別の課題を、市民等と協議して発見すると共に、その解決策を立法化または行政に要請する。
- エ 議会は、市民と共に行政を監視し市政を遂行する。

5 コミュニティへの市民参加

(1) 参加の趣旨

行政や議会への市民参加に加えて、行政・政治的でない活動としてコミュニティへの市民参加を充実させていくことも重要である。これは、コミュニティにおけるまちづくりのすべてが行政や議会だけの問題ではないからである。

コミュニティでは、地域の諸団体の自主性や自立的な活動が最大限尊重される中で、それらが単独では解決が難しい課題については、協議と合意を通じて、諸団体が連携しあい、より大きな組織が補い支援し解決していく。一方、行政は、むやみに介入することや逆に不作為のままではあることは避ける。

それぞれの地域の市民等が身近なところからコミュニティに参加し、多様な取り組みを行い、達成感のある市民参加を実感することが、市民や地域の自立につながり、市民自治によるまちづくりを実現する。

今までの行政にお任せの体質から、市民等から行政・市民等への提案する形を実現していくことが可能となり、より生活に関りのある身近な問題への解決の糸口が得られる。

すなわちコミュニティに参加することにより、市民等の思いが反映された「ずっと住み続けたいまち」を実現する事に結びつく。

(2) 基本原則

「コミュニティへの市民参加」では、次の「基本原則」を尊重する。

- ア 公益的課題解決に積極的に参加し、公益的活動を活性化し、より良いまちづくりの活動に関わる権利がある。
- イ 公益的活動へ直接参加しなくても、個人・家族の生活に根ざした私的活動から出発して、大きな活動となり、結果として公益的活動につながる可能性がある。
- ウ 他者から参加を排除されず、機会の平等が保障され、不参加も含め多様な参加が認められ、自由に種々の活動が行え、不参加により不利益を受けない。
- エ 多くの市民等がコミュニティに対して、身近なものと感じられる参加しやすい環境が重要と認識し、その整備に努める。
- オ 行政・議会は、コミュニティにおける自主的な活動を損なう介入をしない。
- カ 行政・議会は、コミュニティの現実を認識し、地域の現場で学習する。

(3) 地域まちづくり協議会づくり

ア 基本原則

市民等は小学校区単位（原則）に、地域まちづくり協議会をつくることができる。

イ 趣旨

- (ア) 急速な少子高齢化などの要因によりコミュニティを維持するには厳しい環境にあることから、地域に散在している人材などの資源と分散している地域の課題を集積し、みんなで共有し、検討し、連携し、協力し合い、解決していく、新たな地域まちづくりの場が求められている。
- (イ) 市民等のニーズや地域が抱える課題が多種多様化し、単一の団体での課題解決には限界が見えはじめ、市民等が誰でも自由に参加し、自立的に事業を協働する新たなコミュニティ組織が求められている。
- (ウ) 地域が主体となる新しいまちづくりの考え方にに基づき、市民等が主体的に市民自治の充実を図り、豊かなコミュニティづくりが望まれている。
- (エ) 将来を見据えて持続を可能とする新たなコミュニティ組織としての地域まちづくり協議会が、多様な連携を媒介し、新たな担い手を生み出すと期待される。

ウ 目的

- (ア) 地域の諸団体・個人などが横につながり、それを活用した地域課題解決などの「事業」の創造と実践を行う場をつくる。
- (イ) 市民等が出会い、自主的に行政に介入されないで、持ち寄った課題について協議し地域における一定の合意形成を図り解決する交流・協働の場をつくる。
*役割・機能については別途専門組織で検討する。

(参 照)

役割・機能

- ・ 地域課題を発見し、共有し、協議し、より望ましい解決策を導き出し、事業案・将来の姿を踏まえた地域まちづくり計画案の作成。
- ・ 一定の合意形成がされた事業案・計画案を連携して協働で解決を図ること。
- ・ 自力で解決できないものは、他の地域まちづくり協議会又は行政や議会へ提案し、協働で解決を図る。この場合、協議機関を設置し協議し、協定を締結し協働で解決することができる。
- ・ 地域の諸団体（自治会、NPO、地区社協など）、民生委員やボランティアなど個人その他に広く門戸を開放する。
- ・ 個人、諸団体などが自由につながり協働する地域のネットワークづくりを促進する媒介機能を持つ。
- ・ 交流・協働によるイベント開催や課題解決の活動を通じて、地域の次世代を担う人材を見出し、その育成を図る。
- ・ 透明性のある運営、地域の意見集約や情報共有に努め、意見交換会などにより応答的關係を確保し、市民等へ開かれた組織とする。

(4) 「コミュニティへの市民参加」推進のために

ア 行政

- (ア) コミュニティにおける市民等の自主性、自立性を尊重する。
- (イ) 環境づくりの重要性を認識し、必要に応じて、支援を行う。
- (ウ) 市民本位（市民等に向き合った）の行政及び庁内組織づくりを行う。
- (エ) コミュニティにおける市民参加を支援する推進員制度の創設及び推進員の養成に努める。
- (オ) コミュニティ活動の媒介組織となる市民活動センターの全市的な役割を強化する。
- (カ) 公共施設がコミュニティで有効に活用できるよう必要な制度の創設を行う。

イ 市民等

- (ア) 育児など生活に密着した、誰でも気軽に交流できる場を自主的に確保・整備・運営し、情報交換・交流の場としての活用を図る。
- (イ) コミュニティの自立性確保のため、財源の自立性の維持に努める。
- (ウ) 草の根の要望等を吸い上げ共有する仕組み（例、個人でもコミュニティへ提案でき、それが公開される提案制度）づくりを促進する。
- (エ) 自主的に自立的にその活動の評価、改善を図り、その結果を積極的に公表する。このことから、参加者の達成感を生み出す。
- (オ) 自己評価だけでなく第三者の評価も取り入れる。

6 「協議型協働」の推進

(1) 趣旨

「協議型協働」は、「市民自治」に基づく「市民参加」を推進するための、重要な方法の一つである。

「協議型協働」は、市民と行政及び市民同士が、多くの市民生活に影響を与える共通課題を解決するに当たり、片方だけでは解決が困難な場合に、互いの「長所」を出しあい、「弱点」を補い合って、特に異分野のパートナーが連携、協力して活動することで、市民ニーズに寄り添った市民満足度の高い流山市実現の一助とする。

又、「協議型協働」は行政の新しい経営の方法を探る機会とすると共に、市民の自治力を身につける機会としても活用する。

実施に当たっては、協働するパートナーの一方的な主導ではなく、両者が協働の形や役割分担などを、良好な応答的対話を通じて十分に協議することが重要であり、又、協議を通じて「協働が適切か」や「どのような協働がありうるのか」などを考える協議プロセスが大切であることから、あえて「協議型協働」とする。

(2) 基本原則

「協議型協働」は、次の「基本原則」に基づき実施する。

- ア 推進と役割の決定に当たっては、良好な応答的関係による対話を通じて十分協議する。
- イ お互いの立場と特性を理解した上下関係でない対等な関係に努める。
- ウ お互いの自主性と自立性を理解すると共に、尊重しあう。
- エ 効果的解決のため目標と情報を共有する。
- オ 透明化や説明責任のため情報を公開する。
- カ パートナー同士を橋渡しする制度や機関及び組織などを重要視する。
- キ 実施後評価を行い、公表すると共に、今後につなげる。

(3) 「協議型協働」の区分

- ア 市民と行政との協働
- イ 市民同士の協働

(4) 市民と行政との「協働」

ア 協働の対象

多くの市民生活に影響を与える市民と行政の共通課題の解決に当たり、市民や行政だけでは解決困難なため、両者が、協働すれば解決可能なことで、市民提案の協働事業や行政提案の協働事業及び既存行政事業の協働化などがある。

イ 市民の提案で行う「協働」

《市民協働提案制度》

(ア) 趣旨

- ・市民団体が市民自治の趣旨に基づき、自らが主体的に、地域や分野別の課題を探り出して、行政と協働で解決することを提案する制度。
- ・この「市民協働提案制度」自体が、協働のパートナー同士である行政と市民を橋渡しするものであると認識する。

(イ) 提案者

提案者の資格・会則等や活動実績がある市内の団体・提出先・提案条件・提案方法・提出時期・審査会での説明・異議申し立てなどを定める。

(ウ) 受付

- ・「市民参加・協働」専任部署
- ・受付、回付、審査会召集を担当する。

(エ) 審査関係

- ・名称・・・「提案審査会」
- ・市民、行政職員、提案分野の専門家で構成する。
- ・公開プレゼンテーションによる提案の審査、採決、及び異議申し立てについての再審査を行う。特に、提案案件が協働に適しているかを審査する。
- ・行政不採用の再審査

(オ) 行政部署の役割

- ・「審査会」が採用した提案の採・否の決定
- ・「審査会」が再採用した分の実施を義務付ける。

(カ) 実施

- ・実施に当たっては、「趣旨」と「基本原則」を基本とすると共に、「パートナーシップ指針」に則って、十分協議して、「協定」や「契約」を結ぶ等により、円滑な推進を図り効果的に目的を達成する。
- ・形態として次のことがある。
 - a. 指定管理者制度
 - b. 業務委託（受託）
 - c. 拠点支援
 - d. 資金融資や補助金
 - e. 人的協力
 - f. 運営協力
 - g. 広報協力他に共催、後援や協賛がある。

(キ) 報告

- ・事業終了後、両者で報告書を作成し公開する。

(ク) 評価

- ・後記の「協働推進委員会」で評価し、今後につなげると共に、公表する。

ウ 行政の提案で行う「協働」

(ア) 趣旨

- ・行政の発意と市民の「協働化」の要請により、行政課題の解決の「協働」と

既存事業の「協働化」を行政提案で行うもので、行政は「市民参加」促進のため、積極的に推進しなければならない。

- ・「市民参加・協働推進委員会」や「市民活動推進センター」及び市民からの「要請」を行政と市民を橋渡しするものと認識する。

(イ) 公募

- ・協働のパートナーは公募による。ただし、専門性の高い案件は指名できる。

(ウ) 応募と要請

- ・応募は、原則として法人格のある市民団体とする。
- ・市民の要請先は「市民参加・協働専任部署」とする。

(エ) 決定

- ・目的達成可能性、コスト等を十分検討し決定する。

(オ) 実施

- ・実施に当たっては、「趣旨」と「基本原則」を基本とすると共に、「パートナーシップ指針」に則って、十分協議し、「協定」や「契約」を結ぶ等により、円滑な推進を図り効果的に目的を達成する。
- ・形態として次のことがある。
 - a. 指定管理者制度 b. 業務委託（受託） c. 拠点支援
 - d. 資金融資や補助金 e. 人的協力 f. 運営協力 g. 広報協力他に共催、後援や協賛がある。

(カ) 報告

- ・事業終了後、両方で報告書を作成し公開する。

(キ) 評価

- ・後述する「市民参加・協働推進委員会」で評価し、今後に繋げると共に、公表する。

(5) 市民同士の「協働」

ア 趣旨

地域や分野別の課題を解決するにあたり、単一の団体の力だけでは、実現や効果に限界があり、複数の団体が「協働」することによって、互いの「特長」を出し合い、「弱点」を補い合うことで解決できる。

イ 基本原則

「協働の基本原則」に基づく。

ウ 留意事項

異種団体との協働で新パワーを創造する。

エ 環境づくり

- (ア) 市民活動推進センターが成功例の発表会を開催
- (イ) 市民活動推進センターの機能発揮と活用

(6) 「協議型協働」推進のために

ア 行政

- (ア) 市民、職員で構成する「市民参加・協働推進委員会」を設置する。
- (イ) 必要に応じて、横断的な複数部署の関与を図る。
- (ウ) 行政職員の市民団体へインターン派遣
- (エ) 協働希望団体を「市民活動推進センター」に登録し活用する。

イ 市民

- (ア) 市民団体づくりを促進する。(協働目的の団体も)
- (イ) 組織としての「協働」の合意形成を図る。
- (ウ) 組織としての人、物、金、情報の強化を図る。

ウ 共通

- (ア) お互いを十分理解するために互いに団体の活動内容など、基本情報を共有する。
- (イ) パートナー同士の情報交換懇談会の開催
- (ウ) 市民団体と行政職員のふれあいサロンの開催
- (エ) 「協働」実施前と実施中の役割の協議

7 市民参加・協働推進のための環境づくり

(1) 情報の公開・共有

- ア 市民等、行政及び議会は、十分な情報の公開・共有がよりよい市民参加の前提となることを認識し、その実現のために取り組みを進めるものとする。
- イ 公開・共有すべき情報には、市民等が市民参加をするきっかけになる情報や、計画、実行、提案などの市民参加の各段階において問題が発生した際にそれを解決するために必要な情報などを含むものとする。
- ウ 共有すべき情報は、適切なタイミングで十分に、かつ、身近な場所やウェブ上など、容易に入手できる状態におかれることが望ましい。
- エ 行政や議会の持つ情報について、市民等は積極的に公開を働きかけ、行政や議会は積極的にそれに応える。
- オ コミュニティに関わる市民等は、コミュニティで発生する情報及びコミュニティに関して行政や議会から得た情報を積極的に広く複数の手段で公開し、地域の市民等で共有するよう務める。
- カ 行政は、これら情報の公開・共有を経て市民等がよりよい形で市民参加・協働に取り組むことができるよう、必要に応じてその場作り・機会の提供に努めるものとする。

(2) 意識改革と啓発

- ア 市民参加や協働の意義や必要性、重要性などを理解するため、行政及び議会は「市民生活の現場を知る」ことを旨とし、これを通じて現状を把握し、自らの意識を高めるよう努めるものとする。
- イ 行政は市民等や職員に対して、研修・広報活動等を積極的に行う。また、議会においても、研修・広報活動等を積極的に行う。
- ウ 特に職員に対しては、市民参加や協働を推進するための意識改革と啓発を全庁的な取り組みとして進めていく。
- エ 市民等への啓発においては、次のことの実施も含めて多面的に検討、実施していく。

- (ア) ウェブページの活用。
- (イ) 小中学生を対象にした勉強会の開催。これについては、総合学習や社会科等の教科やカリキュラム等との連動の可能性も模索する。
- (ウ) 意識調査の実施。
- (エ) 市民等、職員、議会関係者を交えた研修会、フォーラム、意見交換会やワークショップ等の開催。

(3) 育成と支援

ア 人材の育成として

- (ア) 市民等やコミュニティにおけるリーダー、ファシリテーターなどの役目をこなすことのできる人材を育成するため、行政は市民等を対象に研修会の開催や専門家による助言・指導の機会を設ける。
- (イ) 行政は、まちづくりを推進する行政職員の育成を積極的に推進する。
- (ウ) 行政は、特に若い世代に対しての育成の機会を設ける。
- (エ) 市民同士や、行政職員と市民の学びの場を設ける。

イ 拠点づくりとして

- (ア) 行政は、活動の拠点を求める市民等やコミュニティが学校の空き教室や商店街の空き店舗や企業の施設などの遊休施設を活用できるよう、制度の創設・運用などを検討、実行する。
- (イ) 行政は、市民活動推進センターの役割を強化するなどの方法で、活動する者のコーディネートやネットワークづくりを支援し、市民参加に携わる市民等のよりどころとなり、また市民等が互いに交流できる場を作り、市民等に提供する。

ウ 財政の支援として

- (ア) 行政は、市民等やコミュニティを形成する各種団体に対し、その市民参加推進のため、自主性を尊重しつつ、適正な範囲でその助成に努める。
- (イ) コミュニティで活動する個人や団体に対して、市民等が財政的支援を行うことについて、行政は求めに応じて、その橋渡し等の役割を果たすものとする。

エ 活動・事業の支援として

- (ア) 行政は、市民参加や協働に取り組む市民等やコミュニティの最新の状況を把握するために、市民参加活動実践者(団体)の登録制度を創設する。
- (イ) 行政は、ウェブサイトや広報紙など様々なメディアを活用しながら、市民等やコミュニティの活動紹介、イベント告知などといった広報活動を支援する。
- (ウ) 行政は、市民等やコミュニティの活動を広く知らせ、その活動の輪に加わる市民等を発掘するため、活動説明会を開催するなどの支援を行う。

(エ) 上記（ア）～（ウ）の諸事業については、それと同種の事業に取り組もうとする市民等やコミュニティがある場合、その活動に対しても互いに支え合い高め合える環境づくりをめざす。

8 市民参加・協働推進の組織

市民等、行政の「参加・協働」意識を醸成し、(この条例を) 定着化させるため新たな組織を編成し、以下の3つの機関を設置する。

(1) 市民参加・協働推進委員会

ア 組織

市民等(市民団体、事業者も含む)と複数の専門家で構成する常設の委員会。市民等の委員選任にあたっては全員公募とする、あるいは立候補制にして、候補者は意見表明し、投票で市民が決定するなど出来る限りオープンな選出方法を工夫する。

なお、この委員会から出された是正の措置、勧告について行政は従わなければならない。

イ 役割

- (ア) 市民参加・協働の実施状況を把握、評価し、どう改善されたかをチェックし、意見を述べる。その結果を毎年公表する。また、次年度の実施予定を公表する。
- (イ) 市民参加・協働を推進するために必要なこと及び条例の見直し等に関して是正等の措置を講じるよう勧告する。
- (ウ) 後述する「市民参加・協働推進専任部署」及び「市民提案審査会」と連携し、市民参加・協働の推進、評価、改善のシステムを構築する。
- (エ) 「市民提案審査会」が採用した提案について、行政が実施しない、あるいは実施予定を明らかにしない場合、提案者の異議申し立てを受け付け、再度審査する。
- (オ) コミュニティへの市民参加について、必要な提言を行政やコミュニティに対して行う。

(2) 市民参加・協働推進専任部署

ア 組織

市民参加・協働を強力に推進する専任リーダーとして全庁横断的に関わり、担当部署としっかり連携し、市民等への働きかけも行う庁内専任組織。

イ 役割

- (ア) 「市民参加・協働推進委員会」と緊密に連携しながら、庁内部署への働きかけを行う。また各部署同士が連携できるようパイプ役を務める。
- (イ) 「市民参加・協働推進委員会」と「提案審査会」が連携し有機的に機能するよう、コーディネート役を務める。

- (ウ) 「市民政策提案制度」及び「市民協働提案制度」の運用を担当し、市民、庁内の窓口となり両制度を推進する。
- (エ) 市民等、職員への意識啓発、学習会、広報活動を行う。
- (オ) 市民等から参加・協働についての意見などがあった場合、それらに対する見解を述べる。
- (カ) その他、市民参加・協働に関わることを担当する。

(3) 提案審査会

ア 組織

「市民政策提案制度」「協働提案制度」における審査機関。市民等、行政職員及び該当分野の専門家数名により構成される機関。

イ 役割

- (ア) 市民等が提案しやすくするために、情報を収集、発信し、助言等を行い、学習会等も企画する。
- (イ) 市民等からの「市民政策提案」「協働提案」を審査し、採・否を決定する。提案された内容及び審査については原則公開とする。
- (ウ) 政策提案や協働提案の実施状況について公表する。
- (エ) 「市民政策提案制度」「協働提案制度」について評価し、必要に応じて制度の見直しを提言する。

9 雑則・附則

(1) 条例の見直し

(2) 委任

(3) 附則

ア 施行期日

イ 経過措置